

交通反則公示通告書

- 1 反則者 下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容 告知書（７）記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由 （１） 反則行為となるべき事実 告知書（２）（３）（４）（５）記載のとおり。
（２） 反則行為の種別 告知書（６）記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第１２７条第１項前段及び第１２９条第２項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第１２９条第３項の規定に基づき、この通告によつて反則金を納付した者とみなされます。

令和８年８月１８日

香 川 県 警 察 本 部



告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
08.07.30	540134						
08.07.30	540134						
08.08.01	520905						
08.08.01	520962						
08.08.01	536603						
08.08.01	543337						
08.08.02	539540						
08.08.02	548647						
08.08.02	548648						
08.08.02	738015						
08.08.03	540135						
08.08.03	542705						
08.08.03	544856						
08.08.04	520963						
08.08.04	540142						
08.08.04	542722						
08.08.04	545071						
08.08.04	546531						
08.08.04	550282						
08.08.05	535133						
08.08.05	535158						
08.08.05	545127						
08.08.05	545128						